

※平成31年以降の表記は、新元号に読み替えることとする。

平成31年度行政事業レビューシート (農林水産省)							
事業名	有害化学物質・微生物リスク管理等総合対策事業委託費			担当部局庁	消費・安全局	作成責任者	
事業開始年度	平成18年度	事業終了 (予定)年度	平成33年度	担当課室	食品安全政策課	食品安全政策課長 鋤柄 卓夫	
会計区分	一般会計						
根拠法令 (具体的な 条項も記載)	食品安全基本法 第3条、第6条			関係する 計画、通知等	農林水産省が優先的にリスク管理を行うべき有害化学物質のリスト、 農林水産省が優先的にリスク管理を行うべき有害微生物のリスト、 食品の安全性に関する有害化学物質・有害微生物のサーベイランス・モニタリング中期計画及び年次計画、 ダイオキシン対策推進基本計画、 食料・農業・農村基本計画(平成27年3月31日閣議決定)、 農林水産業・地域の活力創造プラン(平成28年11月29日農林水産業・地域の活力創造本部決定)		
主要政策・施策	-			主要経費	食料安定供給関係		
事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	我が国は、火山が多く土壤中にカドミウム等の重金属が多く含まれ、また、高温多湿でカンピロバクター等による食中毒リスクも高い条件下にある。本事業は様々な有害化学物質・微生物による食品の汚染実態や栽培管理、製造加工工程等と汚染の程度との関連性を把握するために行い、そのデータに基づく汚染低減対策を策定・普及することにより、より安全な食品の安定供給を目指す。						
事業概要 (5行程度以内。別添可)	我が国で健康への悪影響が懸念される危害要因(※)や、汚染低減のための実施規範や国際規格がすでに定められている又は策定に向けた検討が始まっている危害要因(※)を対象として、国際的に求められている高水準の精度管理ができる分析機関において、 ①我が国の農畜水産物・食品の汚染実態 ②栽培管理、貯蔵条件、製造加工工程等と汚染の程度との関連性を把握するための調査を行う。 調査結果は、広く公開するとともに、科学に基づく食品の安全性向上対策の策定・普及に活用。国際機関に調査結果を提供し、国際基準・規格の検討に貢献する。 ※危害要因:カドミウム、ヒ素、ダイオキシン、かび毒、アクリルアミド等の有害化学物質やサルモネラ、カンピロバクター、腸管出血性大腸菌、ノロウイルス等の有害微生物						
実施方法	委託・請負						
予算額・ 執行額 (単位:百万円)			28年度	29年度	30年度	31年度	32年度要求
	予算 の 状 況	当初予算	191	136	155	173	
		補正予算	-	-	-	-	
		前年度から繰越し	-	-	-	-	
		翌年度へ繰越し	-	-	-	-	
		予備費等	-	-	-	-	
		計	191	136	155	173	0
	執行額		184	133	114		
	執行率 (%)		96%	98%	74%		
当初予算+補正予算に対する執行額の割合 (%)		96%	98%	74%			
平成31・32年度 予算内訳 (単位:百万円)	歳出予算目		31年度当初予算	32年度要求	主な増減理由		
	(目)食品の安全・消費者の信頼確保対策調査等委託費						
	有害化学物質リスク管理基礎調査事業		96				
	微生物リスク管理基礎調査事業		77				
計		173					

成果目標及び 成果実績 (アウトカム)	定量的な成果目標	成果指標		単位	28年度	29年度	30年度	中間目標 - 年度	目標最終年度 33 年度
	4以上の危害要因について、リスク管理措置の必要性を判断又はリスク管理措置を策定	リスク管理措置の必要性を判断又はリスク管理措置を策定した危害要因の数	成果実績	なし	-	5	4	-	-
		目標値	なし	-	4	4	-	-	4
		達成度	%	-	125	100	-	-	-
根拠として用いた 統計・データ名 (出典)	<p>目標値の設定: 農林水産省が優先的にリスク管理を行うべき有害化学物質のリストについて(平成28年1月8日現在) 農林水産省が優先的にリスク管理を行うべき有害微生物のリスト(平成28年12月26日現在) 目標値の考え方: 農林水産省が優先的にリスク管理を行うべき有害化学物質・微生物(計23)について、5年間でリスク管理措置の必要性を判断又はリスク管理措置を策定することを目標とし、年間4以上の危害要因という目標値を得た。 成果実績の累計(平成30年度): 9 成果実績の内訳(平成30年度): リスク管理措置の必要性を判断した危害要因 ピロリジジナルカロイド類、鉛 リスク管理措置を策定・検証した危害要因 腸管出血性大腸菌、3-MCPD</p>								
成果目標及び成果実績(アウトカム)欄についてさらに記載が必要な場合はチェックの上【別紙1】に記載								チェック	
活動指標及び 活動実績 (アウトプット)	活動指標		単位	28年度	29年度	30年度	31年度 活動見込	32年度 活動見込	
	毎年度定める食品の安全性に関する有害化学物質及び有害微生物のサーベイランス・モニタリング年次計画に基づき実施する食品等の汚染実態調査等の件数	活動実績	件数	27	29	26	-	-	
		当初見込み	件数	25	21	23	22	-	
単位当たり コスト	算出根拠		単位	28年度	29年度	30年度	31年度活動見込		
	執行額/食品等に含まれる有害な化学物質や微生物の種類毎に実施した汚染実態調査等の件数 ※平成29年度までは0005 有害化学物質・微生物リスク管理等総合対策事業委託費のみ、平成30年度は0007 野菜の微生物検査を含めて算出	単位当たり コスト	千円/件	6,799	4,584	4,371	7,873		
		計算式	千円/件	183,583/27	132,935/29	113,648/26	173,212/22		
政策評価、 新経済・ 財政再生 計画との 関係	政策	1 食料の安定供給の確保							
	施策	①国際的な動向等に対応した食品の安全確保と消費者の信頼の確保							
	測定 指標	定量的指標		単位	28年度	29年度	30年度	中間目標 - 年度	目標年度 33 年度
		カドミウムの推定摂取量	実績値	μg/kg 体重/週	2.3	2.3	2.3	-	-
			目標値	μg/kg 体重/週	7	7	7	-	7
		ダイオキシン類の推定摂取量	実績値	pg- TEQ/kg 体重/日	2.1	1.9	1.9	-	-
			目標値	pg- TEQ/kg 体重/日	4	4	4	-	4
		肉用鶏農場における食中毒菌に対する衛生管理の実施割合	実績値	%	-	-	87	-	-
	目標値		%	-	-	85	-	90	
	本事業の成果と上位施策・測定指標との関係								
食品による健康への悪影響を未然に防止し、食品の安全性向上についての取組を進めるため、有害化学物質・微生物の汚染実態調査を実施。得られた科学的データに基づき、リスク管理措置の必要性を判断(ダイオキシン類など)又はリスク管理措置を策定・普及(カドミウム、肉用鶏農場における食中毒菌など)し、国民の健康保護に寄与する。									

事業所管部局による点検・改善

	項目	評価	評価に関する説明
国費投入の必要性	事業の目的は国民や社会のニーズを的確に反映しているか。	○	本事業は、リスク管理検討会(※)等において国民や社会のニーズを受け施策を検討している。また、食品製造事業者や生産者などからも継続的な取組を求める意見が多い。 ※ 生産、流通、加工及び消費の段階における代表者をメンバーとする。毎年度1～3回開催して情報・意見を交換し、調査設計や対策の検討など施策に反映している。
	地方自治体、民間等に委ねることができない事業なのか。	○	国民の健康の保護が最も重要であるという基本認識(食品安全基本法第3条)のもとに、国は食品の安全性の確保に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有している(同法第6条)。全国的な汚染実態の把握やその結果を活用した低減策の策定・普及、国際基準の策定への貢献は国が主体的に実施しなければならない。
	政策目的の達成手段として必要かつ適切な事業か。政策体系の中で優先度の高い事業か。	○	安全な食品を安定して供給することは、農林水産省において極めて重要な政策の一つである。よって、食品の安全性の向上に関する本事業は政策体系の中でも優先度が高い。 食料・農業・農村基本計画(平成27年3月31日閣議決定)においても、有害化学物質・微生物の含有実態調査をすること、必要に応じて、有害化学物質等に係る生産・製造段階の安全性向上の対策をまとめた低減指針等を作成し、現場へ周知することなどが明記されている。
事業の効率性	競争性が確保されているなど支出先の選定は妥当か。	×	一般競争入札により支出先を決定し競争性を確保している。
	一般競争契約、指名競争契約又は随意契約(企画競争)による支出のうち、一者応札又は一者応募となったものはないか。	有	しかし、調査結果の信頼性を確保するために、国際的な水準を満たす外部精度管理の実施等を要件としていることから、分析機関数はもともと多くなく、有害要因の種類によっては、有資格者(該当するISOの取得など)が極めて限られるため、やむを得ず一者応札となる調査も存在する。
	競争性のない随意契約となったものはないか。	無	平成30年度は、26件の契約のうち11件が一者応札だった。その理由は、公告時期が遅く十分な履行期間を設けることができず受託できる事業者が限られたこと、仕様書の要件(精度管理、事業規模、事業設計、地方での入札等)が厳しかったこと等が考えられる。
	受益者との負担関係は妥当であるか。	○	本事業は、我が国で流通する食品中の有害要因の含有実態を把握するために調査を委託するものであり、特定の者が利益を受けるものではなく、負担関係は妥当である。
	単位当たりコスト等の水準は妥当か。	-	単位当たりのコスト等の水準については、事業の内容や規模、入札の結果によって変動するため、妥当性を評価できない。
	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。	-	本事業は、本省及び農政局から受託者へ直接委託費を支払っており、中間段階の支出はない。
	費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。	○	費目・用途については、委託事業計画書に記載された内容に即していることを、事業完了後の検査で証拠書類を確認したり、担当者からヒアリングしたりして確認している。
不用率が大きい場合、その理由は妥当か。(理由を右に記載)	△	平成30年度の不用率は26%(執行率74%)であった。 不用率が大きくなった理由は、 ・入札希望者間の競争がはたらき、同じ調査をより安価にできるようになったこと。 ・公告開始時期が遅く、十分な履行期間を設けることができず、入札が不調になった事業が複数あったこと。 ・仕様書の要件(精度管理、事業規模等)が厳しかったこと。 ・業界等との調整に時間を要し、執行が遅延したため、入札残を活用した調査ができなかったこと。	
繰越額が大きい場合、その理由は妥当か。(理由を右に記載)	-	平成30年度予算では繰越はない。	
その他コスト削減や効率化に向けた工夫は行われているか。	○	一般競争入札により支出先を決定しており、コストの削減に努めている。	

事業の有効性	成果実績は成果目標に見合ったものとなっているか。		○	平成30年度は4の危害要因について、リスク管理措置の必要性を判断又はリスク管理措置を策定しており、成果目標を達成している。
	事業実施に当たって他の手段・方法等が考えられる場合、それと比較してより効果的あるいは低コストで実施できているか。		○	本事業では、リスク管理措置の必要性の判断又はリスク管理措置の策定に必要なデータを収集する調査のみを委託し、調査設計や結果解析は農林水産省職員が実施するため、大学等の研究事業として委託すること比べ、費用対効果、精度管理、事業者全体への成果の普及等の点で優れている。今後も引き続き委託事業として実施する。
	活動実績は見込みに見合ったものであるか。		○	一般競争入札により事業費を節約できたことから、必要性の高い調査を追加で実施することができたため、汚染実態調査の活動実績件数は、当初見込みの件数を上回っている。
	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。		○	<p>① 調査データについて、解析を行った上で公表</p> <ul style="list-style-type: none"> ・食品中のピロリジジナルカロイド類の含有実態調査結果について(フキ、はちみつ、お茶) ・食品中の3-MCPDの含有実態調査(しょうゆ) ・平成29年度 ダイオキシン類の実態調査(畜産物・水産物)等 <p>② リスク低減のための指針等を作成・公表し、説明会等を通じ普及に向けた取組を実施</p> <p>[生産者向け]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・もやしの生産における衛生管理指針(平成31年3月) ・コメ中ヒ素の低減対策の確立に向けた手引き(平成31年3月) <p>[消費者向け]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ふき・ふきのとうはあく抜きして食べましょう(平成30年8月)等 <p>③ 学会・論文等で発表</p> <ul style="list-style-type: none"> ・乳幼児の調製粉乳等を通じた3-MCPD脂肪酸エステル類の摂取量推定. 2018年9月6日. 日本油化学会 第57回年会 ・国産りんご果汁中のパツリンの含有実態. 2019年1月11日. 日本マイコトキシン学会第83回学術講演会. ・カキのノロウイルス保有実態に関する調査. 2018年9月27日. 第39回日本食品微生物学会学術総会. ・高圧処理を用いた養殖カキ中のノロウイルス汚染低減効果. 2018年11月15日. 第114回日本食品衛生学会学術講演会. ・Effect of High Pressure Processing on a Wide Variety of Human Noroviruses Naturally Present in Aqua-Cultured Japanese Oysters. Foodborne Pathog Dis. 2018 Oct;15(10):621-626 等
関連事業	関連する事業がある場合、他部局・他府省等と適切な役割分担を行っているか。(役割分担の具体的な内容を各事業の右に記載)		○	<p>有害化学物質・微生物リスク管理等総合対策事業委託費は、我が国に流通する食品の安全性を向上させるため、食品等の有害化学物質・微生物の汚染実態を調査したり、事業者と連携して実施可能な汚染防止・低減技術の検討をしたりするためのものである。</p> <p>一方、消費・安全対策交付金は、国が策定した有害化学物質・微生物の複数の汚染防止・低減対策の中から都道府県等が地域の実態に即した対策に取り組むことができるよう、地域における対策の実行可能性や有効性の検証を支援するものである。</p>
	所管府省名	事業番号	事業名	
	農林水産省	0051	消費・安全対策交付金	

点検・改善結果	点検結果	<p>国は食品安全基本法に基づき、食品の安全性の確保に関する施策を総合的に策定、実施する責務を有している。食品中の汚染実態は、地球温暖化などの生産環境の変化(生物が産生する貝毒、かび毒、食中毒菌等の変動)や、生産者・事業者の低減技術の導入(加工食品中のアクリルアミド、鶏卵のサルモネラ属菌)等により変動しうることから、国が継続的に汚染実態を把握したり、導入した低減措置の効果を検証したりするために調査を行う必要がある。また、人の健康に悪影響が生じる可能性が無視できない場合、さらなる食品の安全性を向上させる措置を策定・普及する必要がある。</p> <p>本事業により、国際的に通用する科学的に信頼性の高いデータが収集できている。本事業の調査結果を用いて、農林水産省がデータ解析した結果、一部の有害化学物質については、人の健康に悪影響を及ぼすおそれがないと言い切ることができないことが分かった。これらについては、科学的根拠に基づいて低減対策を策定するため、有害化学物質の濃度が高い品目や食品としての摂取量が多い品目について、低減技術の有効性を検討するための調査を本事業で継続している。</p> <p>また、食中毒菌は温度、湿度等の条件がそろると爆発的に増殖するので、食品の安全性を向上させる措置を策定するため、食中毒菌に汚染されやすい食品や摂食機会が多い食品について対策の有効性を検討するための調査を本事業で継続している。</p> <p>このように、本事業は食品の安全性を向上させる上で極めて有効である。</p> <p>一方、不用率が大きい(26%)こと、一者応札となった調査が複数あったことなどについては改善すべきである。</p>
	改善の方向性	<p>平成31年度の年次計画の決定を前倒し、平成31年3月から順次公告を開始。夏までに全ての調査について公告し、十分な履行期間の確保を図る。また、当初予定していた調査の入札の結果、入札残が生じた場合には、年次計画にはないが必要性が高い調査について、速やかに公告する。</p> <p>事業実施の要件については、事業の細分化、共同入札体の参加を認めること、事業設計の見直し等により応札しやすくなるよう改善する。また、新しい危害要因等については民間の分析機関では対応できない場合もあるため、分析に必要な標準試薬の作製や分析機関の研修による育成を通じ、事業の競争性を高めるよう努める。</p> <p>さらに、毎年、分析機関向け説明会において事業の全体像や中期計画、年次計画について説明し、新規参入者の確保を図った。過去に一者入札となった調査のうち公示期間が原因と考えられる調査について公示期間を15日以上(原則は10日以上)確保することなどを引き続き実施する。</p> <p>競争がはたらき想定よりも安価で入札できた調査については、次年度以降同様の調査を実施する場合には、実績ベースで積算を作成する。</p> <p>以上により、執行・契約について課題はあるものの、食品の安全性を向上させるためには本事業が不可欠で、今後も継続すべきと考える。</p>

備考

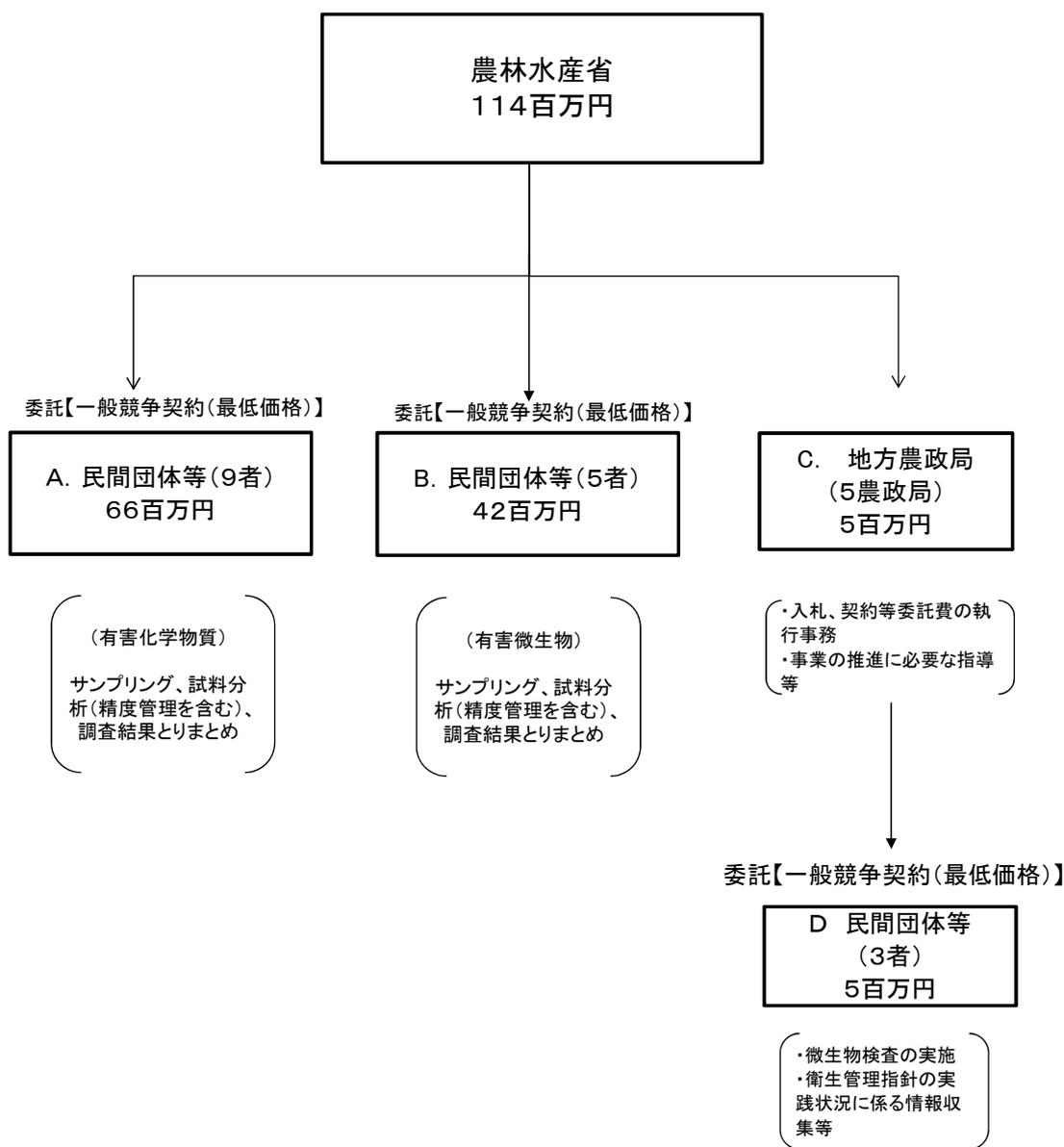
平成30年度から関連事業の有害微生物リスク管理強化対策事業委託費(0007)を統合し実施。

関連する過去のレビューシートの事業番号

平成22年度	0067	平成23年度	0054	平成24年度	0035	平成25年度	0011
平成26年度	0010	平成27年度	0010	平成28年度	0005	平成29年度	0005, 0007
平成30年度	農林水産省 (0005)	農林水産省 (0007)					

※平成30年度実績を記入。執行実績がない新規事業、新規要求事業については現時点で予定やイメージを記入。

資金の流れ
(資金の受け取り先が何を行っているかについて補足する)
(単位: 百万円)



費目・使途
(「資金の流れ」においてブロックごとに最大の金額が支出されている者について記載する。費目と使途の双方で実情が分かるように記載)

A. 一般財団法人日本食品分析センター ・公益財団法人海洋生物環境研究所共同事業体			B. 一般社団法人 日本海事検定協会		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
人件費	試料調整、分析、報告書作成等の人件費	10.4	物品購入費	試薬消耗費、輸送費、試料購入費	6
物品購入費	試薬消耗費、輸送費、機器借料	5.6	人件費	試料調整、分析、報告書作成等の人件費	1.4
施設等管理費	光熱水料費、通信料等	2.5	施設等管理費	光熱水料費、通信料等	0.5
計		18.5	計		7.9
C. 中国四国農政局			D. 株式会社食環境衛生研究所		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
委託費	一般財団法人広島県環境保健協会への事業委託	1.5	調査費	現地調査に係る費用	3
			一般管理費	光熱費及び検体廃棄等諸経費	0.1
計		1.5	計		3.1

費目・使途欄についてさらに記載が必要な場合はチェックの上【別紙2】に記載

チェック

支出先上位10者リスト

A.

	支出先	法人番号	業務概要	支出額 (百万円)	契約方式等	入札者数 (応募者数)	落札率	一者応札・一者応募又は競争性のない随意契約となった理由及び改善策 (支出額10億円以上)
1	一般財団法人日本食品分析センター・公益財団法人海洋生物環境研究所共同事業体	-	有害化学物質リスク管理基礎調査委託事業(水産物中のダイオキシン類の含有実態調査)	18	一般競争契約(最低価格)	1	98%	-
2	一般財団法人日本食品分析センター	3011005000295	有害化学物質リスク管理基礎調査委託事業(緑茶中のトロパンアルカロイド類含有実態調査)	9	一般競争契約(最低価格)	1	95%	-
3	いであ株式会社	7010901005494	有害化学物質リスク管理基礎調査委託事業(畜産物中のダイオキシン類含有実態調査)	8	一般競争契約(最低価格)	3	60%	-
4	一般財団法人 日本穀物検定協会	3010005018629	有害化学物質リスク管理基礎調査委託事業(小麦粉中の麦角アルカロイド類含有実態調査)	6	一般競争契約(最低価格)	2	70%	-
5	海外貨物検査株式会社	5010001040519	有害化学物質リスク管理基礎調査委託事業(国産米中のヒ素含有実態調査)	5	一般競争契約(最低価格)	6	80%	-
6	一般財団法人日本食品分析センター	3011005000295	有害化学物質リスク管理基礎調査委託事業(農産物中のダイオキシン類含有実態調査)	5	一般競争契約(最低価格)	3	74%	-
7	林純薬工業株式会社	5120001087409	有害化学物質リスク管理基礎調査委託事業(ニパレノール-3-グルコシドの標準試薬の作製)	4	一般競争契約(最低価格)	1	74%	-
8	一般社団法人日本油料検定協会	5140005001454	有害化学物質リスク管理基礎調査委託事業(加工食品中のアクリルアミド含有実態調査)	4	一般競争契約(最低価格)	7	64%	-
9	一般財団法人日本食品検査	7010405001908	有害化学物質リスク管理基礎調査委託事業(しょうゆ中のヒスタミン及びチラミン含有実態調査)	3	一般競争契約(最低価格)	2	59%	-
10	一般財団法人日本食品検査	7010405001908	有害化学物質リスク管理基礎調査委託事業(食用油脂及びスプレッド類・ショートニング中の鉛含有実態調査)	2	一般競争契約(最低価格)	2	85%	-

B

	支出先	法人番号	業務概要	支出額 (百万円)	契約方式等	入札者数 (応募者数)	落札率	一者応札・一者応募又は 競争性のない随意契約となった 理由及び改善策 (支出額10億円以上)
1	一般社団法人日本 海事検定協会	9010005016718	微生物リスク管理基礎調査 委託事業(ノロウイルス検 査法研修「技術取得の確認 試験」)	8	一般競争契約 (最低価格)	1	70%	-
2	北海道システム・サ イエンス株式会社	9430001022058	微生物リスク管理基礎調査 委託事業(ノロウイルスの 追加性状解析)	8	一般競争契約 (最低価格)	1	62%	-
3	一般財団法人日本 食品検査	7010405001908	微生物リスク管理基礎調査 委託事業(肉用鶏農場の食 中毒菌の保有実態調査(そ の3))	5	一般競争契約 (最低価格)	4	79%	-
4	一般社団法人日本 海事検定協会	9010005016718	微生物リスク管理基礎調査 委託事業(肉用鶏農場の食 中毒菌の保有実態調査(そ の1))	4	一般競争契約 (最低価格)	7	60%	-
5	一般財団法人日本 食品検査	7010405001908	微生物リスク管理基礎調査 委託事業(肉用鶏農場の食 中毒菌の保有実態調査(そ の2))	4	一般競争契約 (最低価格)	7	64%	-
6	株式会社食環境衛 生研究所	6070001004467	微生物リスク管理基礎調査 委託事業(スプラウトの微 生物実態調査)	4	一般競争契約 (最低価格)	3	31%	-
7	北海道システム・サ イエンス株式会社	9430001022058	微生物リスク管理基礎調査 委託事業(分離菌株の性状 解析)	3	一般競争契約 (最低価格)	1	94%	-
8	一般財団法人東京 顕微鏡院	3010005004232	微生物リスク管理基礎調査 委託事業(二枚貝のノロウ イルス保有実態調査)	3	一般競争契約 (最低価格)	5	22%	-
9	一般財団法人日本 食品検査	7010405001908	微生物リスク管理基礎調査 委託事業(肉用鶏農場の食 中毒菌の保有実態調査(そ の4))	2	一般競争契約 (最低価格)	6	73%	-
10	一般財団法人東京 顕微鏡院	3010005004232	微生物リスク管理基礎調査 委託事業(カキ中のノロウ イルス遺伝子定性検査法 の研修「手順書説明書の作 成」)	1	一般競争契約 (最低価格)	1	16%	-

C

	支出先	法人番号	業務概要	支出額 (百万円)	契約方式等	入札者数 (応募者数)	落札率	一者応札・一者応募又は 競争性のない随意契約となった 理由及び改善策 (支出額10億円以上)
1	中国四国農政局	-	(委託費の配分) 入札・契約等委託費の執行 事務、指導監督業務	1.5	その他	-	-	
2	九州農政局	-	(委託費の配分) 入札・契約等委託費の執行 事務、指導監督業務	1.2	その他	-	-	
3	近畿農政局	-	(委託費の配分) 入札・契約等委託費の執行 事務、指導監督業務	1	その他	-	-	
4	関東農政局	-	(委託費の配分) 入札・契約等委託費の執行 事務、指導監督業務	0.9	その他	-	-	
5	北陸農政局	-	(委託費の配分) 入札・契約等委託費の執行 事務、指導監督業務	0.7	その他	-	-	

D

	支出先	法人番号	業務概要	支出額 (百万円)	契約方式等	入札者数 (応募者数)	落札率	一者応札・一者応募又は 競争性のない随意契約となった 理由及び改善策 (支出額10億円以上)
1	一般財団法人広島 県環境保健協会	2240005000969	微生物検査及び衛生指導	1.5	一般競争契約 (最低価格)	1	95%	-
2	株式会社食環境衛 生研究所	6070001004467	微生物検査及び衛生指導	1.2	一般競争契約 (最低価格)	2	96%	-
3	株式会社食環境衛 生研究所	6070001004467	微生物検査及び衛生指導	1	一般競争契約 (最低価格)	1	86%	-
4	株式会社食環境衛 生研究所	6070001004467	微生物検査及び衛生指導	0.9	一般競争契約 (最低価格)	1	71%	-
5	株式会社アルプ	2220001005593	微生物検査及び衛生指導	0.7	一般競争契約 (最低価格)	3	60%	-

国庫債務負担行為等による契約先上位10者リスト

	ブロック 名	契約先	法人番号	業務概要	契約額 (百万円)	契約方式	入札者数 (応募者 数)	落札率	一者応札・一者応募又は 競争性のない随意契約となった 理由及び改善策 (契約額10億円以上)
1	-	-	-	-	-	-	-	-	